

戦後日本の図書館職員養成の研究における 神本論文の意義

池田 美千絵・田中 均

はじめに

わが国の図書館職員に関する法律上の資格は、公共図書館職員の資格である司書のみである。1950年制定の図書館法第4条では、司書・司書補を公共図書館の専門的職員と定めている。これまで図書館職員の養成に関しては、さまざまな問題点が指摘されているが、それらの多くは個別の問題を論じるにとどまり、包括的な議論は行われていない。また、その原因を掘り下げる、対策や改善方法が示されることも少ない。1959年に日本図書館協会（以下、日図協という）図書館学教育部会（以下、教育部会という）が設立され、図書館職員の養成に関する問題について検討してきた。しかし、一時的に問題が提起、認識されるだけで、継続的に議論が展開され、具体的な解決策等が追究されることは少ない。2003年から2006年にかけて行われた日本図書館情報学会の「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」（LIPER）では、日本の図書館情報学教育の現状が調査され、改善案も提案されているが、過去の文献の調査は十分ではなく、過去の文献を包括的にレビューしていない¹⁾。このような状況の中で、図書館職員の養成の歴史を的確にまとめ、さまざまな問題を包括的かつ多面的に取り上げている論文として、神本光吉の「図書館学教育論」（1974）²⁾と「続・図書館学教育論」（1979）³⁾がある。これらは、1970年代のものであるが、その後は、これらに類するものは見られない。また、これまで神本の論文については、ほとんど検討されてきていない。

本稿の目的は、図書館職員の養成に関するさまざまな問題を、包括的に取り上げている神本の二つの論文の内容を詳細に検討し、図書館職員の養成の研究におけるこれらの論文の意義と問題点を明らかにすることである。現在、「これから図書館の在り方検討協力者会議」で、司書養成のあり方が検討されており、図書館職員養成に関するこれまでの議論の内容を、明らかにする必要がある。

研究方法としては、文献調査を用いた。今回は、時代範囲を1950年から1990年代に限定した。そのためLIPER報告書を除いた。また修得科目の内容のみを論じた文献は、神本論文とは関連性が低いため除いた。図書館法制定以降の図書館職員の養成に関する文献を、1950年から1990年代までを幅広く収集し、検討した。その上で、神本の「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」を取り上げ、詳しく分析した。

本稿は、4章からなる。第1章では、戦後日本における図書館員の養成制度の概要と変遷について述べる。第2章では、これまでの図書館員の養成をめぐる状況と先行研究について、年代順にまとめる。第3章では、神本の二つの論文の概要について述べ、神本が指摘した図書館職員養成の問題を整理する。第4章では、戦後日本の図書館職員養成の研究における神本論文の意義と問題点、文献での神本論文の評価について述べる。

1. 図書館職員の養成制度

本章では、図書館職員の養成制度の概要とその変遷について整理する。

1.1 資格取得方法

司書の養成方法には、司書講習と大学教育の二つがある。司書講習は、図書館法施行規則に基づき、申請した大学に対し文部科学大臣から委嘱される⁴⁾。2007年度の開講大学は、聖徳大学など13大学である⁵⁾。大学教育では、図書館情報学等の専攻科、司書課程や図書館学課程（以下、「司書課程」という）、通信教育課程の三つの形態がある。専攻科は、慶應義塾大学、筑波大学（旧図書館情報大学）などがある⁶⁾。司書課程は、2007年4月現在、四年制大学では155大学、短期大学では100大学がある⁷⁾。通信教育課程での養成を行っている大学は、2007年4月現在、玉川大学など7大学がある⁸⁾。以上のように、司書の養成課程は、短期大学と四年制大学からなる。

司書資格の取得方法については、次のように図書館法第5条で定めている。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 1 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

上記のように二つのコースに分かれているが、これは図書館法施行規則第4条第2項によって、結びつけられている。

第4条

- ② 司書の講習を受けるものすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であって、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とする。

1.2 修得科目

図書館法は、1950年4月30日に公布され、公共図書館の定義、役割、奉仕活動などを規定し、専門的職員としての司書・司書補の資格を定めている。司書資格を取得するには、図書館法第6条第2項において規定されている科目の単位を修得することが必要である。さらに同法施行規則第4条において、司書となる資格を得るために必要な科目、単位数が定められている。図書館法は公共図書館について規定している法律であるため、修得科目も公共図書館を中心としたものである。多くの司書課程がこれにもとづいて、司書養成を行っている。

修得科目は、これまで2回改正されて、次の3期を経ている。表1、表2、表3は、それぞれの時期の修得科目を示したものである。第1期は、1959年9月から1968年3月まで、必修科目11単位、選択科目4単位、合計14科目15単位である。これは現職者の資格取得を目的とした司書講習のための科目であり、図書館学のカリキュラムとして十分に展開されていないという意見がある⁹⁾。第2期は、1968年4月から1997年の3月まで、必修科目15単位、選択科目4単位の合計13科目19単位である。第3期は、1997年4月から現在に至るもので、必修科目18単位、選択科目2単位の合計14科目20単位である。この時の改定の特徴としては、1単位の科目が増えている点である。しかし、改定からすでに10数年たっており、図書館業務と修得科目の内容に隔たりが生じているという

表1 第1期 1959年9月～1968年3月における修得科目

	科 目 名	単位数
必修科目	図書館通論	1
	図書館実務	1
	図書選択法	1
	図書目録法	2
	図書分類法	1
	レファレンスワーク	1
	図書運用法	1
	図書館対外活動	1
	児童に対する図書館奉仕	1
	視聴覚資料	1
選択科目 甲群 (2 単位以上 選択)	学校教育と公共図書館	1
	成人教育と図書館	1
	特殊資料	1
	図書館施設	1
	図書館史	1
選択科目 乙群 (2 単位以上 選択)	社会学	1
	社会教育	1
	ジャーナリズム	1
	図書解題及び図書評論	1
	図書及び印刷史	1
計	必修10科目 選択4科目	15単位

(出典) 図書館ハンドブック編集委員会編『図書館情報学ハンドブック』第2版、丸善、1999.3. p.135-136. にもとづき、筆者作成。

表3 第3期 1997年4月～2007年現在における修得科目

	科 目 名	単位数
必修科目 甲群	生涯学習概論	1
	図書館概論	2
	図書館経営論	1
	図書館サービス論	2
	情報サービス概説	2
	レファレンスサービス演習	1
	情報検索演習	1
	図書館資料論	2
	専門資料論	1
	資料組織概説	2
選択科目 乙群 (2 単位以上 選択)	資料組織演習	2
	児童サービス論	1
	図書及び図書館史	1
	資料特論	1
	コミュニケーション論	1
計	情報機器論	1
	図書館特論	1
計	必修12科目 選択2科目	20単位

(出典) 表1に同じ

表2 第2期 1968年4月～1997年3月における修得科目

	科 目 名	単位数
必修科目 甲群	図書館通論	2
	図書館資料論	2
	参考業務	2
	参考業務演習	1
	資料目録法	2
	資料目録法演習	1
	資料分類法	2
	資料分類法演習	1
	図書館活動	2
	青少年の読書と資料	1
選択科目 乙群 (2 単位以上 選択)	図書及び図書館史	1
	図書館の施設と設備	1
	資料整理法特論	1
	情報管理	1
	社会教育	1
選択科目 丙群 (2 単位以上 選択)	社会調査	1
	人文科学及び社会科学の書誌解題	1
	自然科学と技術の書誌解題	1
	マスコミュニケーション	1
	視聴覚教育	1
計	必修9科目 選択4科目	19単位

(出典) 表1に同じ

意見がある¹⁰⁾。

1.3 就職状況

2000年度には、司書講習、大学・短大の司書課程で、合計11,139人の司書が養成された¹¹⁾。しかし、これらのうち図書館へ就職できたのは、大学118人(43校)、短期大学82人(31校)¹²⁾にとどまっている。司書資格を得ても図書館に就職できる者は、ごく一部であることがわかる。

2. 図書館職員の養成をめぐる議論

本章では、これまでの図書館職員の養成をめぐる状況と主要文献について年代ごとに整理し、分析する。

2.1 1950年代

1950年に図書館法が制定され、新たに日本の図書館員養成が開始された。司書資格付与の方法として、図書館法第6条で司書講習が規定され、司書資格付与を目的とした司書講習が実施されるようになった。また同法第5条第2号では、司書の資格を「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」と規定し、大学教育の中での司書資格取得の方法が、初めて法律で定められた。司書講習のための修得科目を大学課程に導入した理由は、当時大学において、司書資格のための科目を開設するところが少なかったためと言われている¹³⁾。

1950年代における司書養成方法は、①司書講習、②司書課程、③文部省図書館職員養成所、④図書館学の専攻科、⑤通信教育の五つであった。当初、司書講習は現職者を対象としていたが、1950年代中ごろから、新人養成へと変わってきた¹⁴⁾。

この時期の主な文献としては、大学基準協会が発表した「図書館員養成課程基準」(1950)と「図書館学教育基準」(1955)¹⁵⁾がある。これらは、図書館学教育の内容基準を示したものである。

1959年に『図書館界』で「特集・戦後日本における図書館学の発展」が発表されている¹⁶⁾。

2.2 1960年代

1968年に図書館法施行規則が一部改正され、司書資格のための修得科目が改正されたため、この前後に修得科目に関する議論が盛んになった¹⁷⁾。文部省図書館職員養成所は、戦後、所属先に変遷はあったものの、図書館法に則って、図書館職員養成を継続してきたが、1964年に図書館短期大学となっていた。したがって、この時期の司書資格取得方法は、①司書講習、②司書課程、③図書館学の専攻科のある大学、④通信教育の四つである。これらは、現在においても、同様である。

修得科目の改正を受けて、『図書館雑誌』では、1968年に、「司書講習カリキュラム改訂にあたって」¹⁸⁾という特集が組まれ、翌1969年には、「図書館員の教育、養成」という特集が組まれている¹⁹⁾。

2.3 1970年代

この時期には、公共図書館が数多く設置されたため、比較的多くの司書資格取得者が司書として就職できた²⁰⁾。1972年に、日図協の教育部会が設けた図書館学教育基準委員会から「図書館学教育改善試案」が発表され²¹⁾、これをもとに図書館学教育基準委員会で図書館教授科目が検討され、1976年に『図書館学教授要目』が刊行された²²⁾。1979年に図書館短期大学が四年制の図書館情報大学に昇格した。

1970年に『図書館界』で「図書館学教育—図書館員養成と現職者研修」という特集が組まれた²³⁾。

神本は、『法政大学文学部紀要』に、1974年は「図書館学教育論」を、1979年には「続・図書館学

教育論」を発表した。

2.4 1980年代

この時期には、規制緩和に伴う行政改革のため、司書の採用が減少した²⁴⁾。修得科目改正論がこの時期から多く発表され、1996年の修得科目改正前後まで続いた²⁵⁾。1984年から1985年にかけては、社会教育主事のカリキュラムの改訂を受けて、修得科目の単位数を、現行の19単位から大幅に増加させようという動きがあった²⁶⁾。1986年から1989年には、教育部会の研修部会での合意をもとに、全国図書館大会では図書館法改定に向けて、提案・決議がなされた。その一方で、日図協の理事長は、文部省社会教育局長あてに、改正に向けての支援を依頼する「要望書」を提出した。この時期には、時代に即した司書養成を図るための積極的な働きかけが行われた²⁷⁾。

1982年に日本図書館学会から『論集・図書館学研究の歩み』の一巻として『図書館学の研究と教育』が出版された²⁸⁾。

2.5 1990年代

1996年に図書館法施行規則が一部改正され、司書資格のための修得科目が改正された。

1990年2月に文部省が、社会教育審議会社会教育施設分科会図書館に関するワーキンググループによる検討会を設置した。現行の修得科目は司書及び司書補養成のオリエンテーションとして位置付けられ、履修すべき単位数を15単位に減らすという案が提案された。1991年の全国図書館大会の分科会では「司書講習科目（新カリキュラム案）について」（要望）が提出された。そこで、司書課程が省令科目にどう対応しているかを申請し、文部省に承認を得なければならない方式に批判が出された²⁹⁾。1996年に修得科目が改正され、「図書館経営論」「情報検索演習」「資料特論」が新たに設けられた。時代に合わせてカリキュラムが作成されたが、改正直後から批判的な意見が出された³⁰⁾。

1997年には『図書館界』で「問われる養成/求められる研修」という特集が組まれている³¹⁾。

2.6 図書館職員の養成に関する文献の特徴

戦後の図書館職員の養成に関する文献約70点に目を通した結果、その特徴として、次の二点を挙げることができる。第一に、3~5ページ程度の短い記事が多い。第二に図書館員養成教育の全般について論じたものがない。第一点では、これまでの図書館員の養成に関する文献のうち、最もページ数が多いのは、岩猿敏生による23ページ、約22,000字のもの³²⁾であるが、これに対して「図書館学教育論」「続・図書館教育論」は、51ページと21ページ、合わせて72ページ、約66,000字に及ぶ。第二点では、図書館職員の養成に関する問題の各論を、單発的に述べるにとどまっているものが多い。

この点で優れているのが、神本の「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」であり、日本の図書館職員養成の問題全般について論じた唯一のものと考えることができる。

3. 神本光吉の図書館職員養成論

本章では、神本の「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」の概要を整理し、分析する。

3.1 神本光吉の略歴

神本は、1927年7月に横浜市伊勢崎町に生まれた。1948年神奈川師範学校本科卒業後、しばらく小学校教員として勤務している。1951年3月に図書館職員養成所を卒業したが、同年4月に東北大学教育学部に学士入学し、1953年に同大学を卒業している。その後再び小学校教員になったが、司書として、山口県立山口図書館、東京学芸大学附属図書館の勤務を経て、1964年に法政大学文学部

の教員となり、図書館学教育の構築と図書館員養成教育を担った。発表した論文の数は多いとは言えないが、「図書館学教育論」、「続・図書館学教育論」の他に『図書館ハンドブック』第4版(1978)で、「I 総論」の「A 図書館とはなにか」を担当し、図書館の意義、図書館の機能、図書館の構成要素、図書館の種類、書誌の役割等について執筆している。1981年5月に肺癌のため、亡くなっている。

1981年に白井慎は『法政大学文学部紀要』で「神本光吉さんを偲ぶ」という追悼文³³⁾を発表し、図書館学教育の樹立、体系化という発想から、図書館員養成について発言してきた神本の学問的業績を称えている。また同年に西村徹が『図書館雑誌』で「神本光吉さんの思い出」という記事³⁴⁾を発表し、神本の略歴を紹介している。

3.2 「図書館学教育論」の概要

神本は、1974年の「図書館学教育論」で、「図書館学」を「社会におけるコミュニケーション過程において人間が文字等により記録された資料を、社会的に最大限に利用を図る理論と技術を体系的に研究するもの」と定義し、次の6章に分けて論じている。

第1章 図書館学教育の意味

1. 「図書館学教育」ということは
2. 目標と対象
3. 内容と方法
4. 専門職としての司書

第2章 図書館学の概要

1. 図書館学ということば
2. 図書館学の定義
3. 図書館学は学問か技術か
4. 図書館学と図書館科学
5. 図書館の体系
6. 図書館学の性格

第3章 図書館学教育の歩み

1. 図書館法以前
2. 図書館法上の規定
3. 図書館法以後
4. 現状と問題点

第4章 司書の知的要件

1. 図書館学教育と司書
2. 期待される司書像
3. 専門職への道
4. 司書の責任
5. 司書の知的用件
6. 司書の基本的知識と関連知識

第5章 図書館学教育の内容

1. 二つの基準
2. 省令科目的制定と改正
3. 改善委員会の作業
4. 「改善試案」の内容
5. 「改善試案」批判(一)
6. 「改善試案」批判(二)

第6章 図書館学教育課程の編成

1. 図書館学教育課程の二面性
2. 課程の設置
3. 課程の目標と編成
4. コア科目
5. 基本課程

むすび

第1章では、「図書館学教育」に関する用語の説明をした上で、大学(院)での図書館学教育の目的と対象、教育内容、さらに司書養成の内容と図書館学教育の内容とが混同される原因を示している。また専門職として司書を確立する上で、館種ごとの専門的業務が明らかにされなくてはならないと主張している。第2章では、「図書館学」を定義し、図書館の体系、図書館学の性格について、図書館学の学問的成立のためには、図書館学の基礎科目が必要であると述べている。第3章では、図書館法制定以前と以後の図書館学教育の歩みについて述べ、大学での司書養成を、①学術研究型、②専門職教育型、③資格付与型、④教養型の四つに分類した上で、現状と問題点を示している。第4章では、図書館学教育の基盤を明らかにする上で、期待される司書像、専門職としての司書の要件、司書とし

て知らなければならない基礎知識を示している。第5章では、大学基準協会が図書館学教育の内容基準を提示した「図書館員養成課程基準」と「図書館学教育基準」を通して、図書館学教育の内容と省令科目的制定と改正について述べ、大学での図書館学教育が司書講習を主体にしている点と、修得科目は大学での図書館学教育の基準ではない点を指摘している。また、日図協の図書館学教育改善委員会が発表した「図書館学教育改善試案」の内容を紹介し、問題点を指摘している。第6章では、司書課程のもつ五つの問題点を挙げている。また、司書課程の目標と課程編成の考え方の拠り所として、八点を指摘している。具体的な科目編成として、図書館学教育改善委員会が「図書館学教育改善試案」で示したコア科目と、1963年に開催された図書館教育セミナーで発表されたコア・カリキュラムを挙げている。

神本は、「図書館学教育」を「司書養成」のための学問と捉えていない。「図書館学」を、小学校、中学校、高校、大学と一貫した教育課程の中に組み入れ、その上で教育することを「図書館学教育」と捉え、大学（院）における図書館学の教育内容を考察している。また神本は、図書館学を学校の教育課程に教科目として設置し、計画的・組織的に教育すべきであると提言している。

3.3 「図書館学教育論」における指摘

「図書館学教育論」で、神本は図書館員養成において検討すべき点として、三点を挙げている。第一は、資格取得方法の問題、第二は、資格としての側面、第三は、修得科目と基礎科目である。

3.3.1 資格取得方法の問題

神本は、図書館学教育の教育内容を「図書館学の内容をもって構成する考え方」と「司書資格に必要な内容をもってする考え方」との二つの方向性があるとした上で、司書資格取得方法の問題を次のように挙げている。

3.3.1.1 教育内容の混同

神本は、司書講習のための修得科目を大学の教育課程に導入したことは、現在の大学における図書館学教育に対する安易な考え方の現れであり、司書養成の内容と図書館学教育の内容が混同される原因であったと指摘している。そして、このことは、大学における図書館学教育について論ずる際の混乱の元凶であるとも述べている。

3.3.1.2 司書講習が主体の資格取得方法

現在の日本における司書資格取得方法は、司書講習と大学教育の二つであり、現在においてもなお講習を主体とした方法が取られている。神本は、司書講習の当初の意味合いを、①現職者に資格を付与することをねらいとしていたこと、②大学で司書養成のための科目を開設するところが少なかったことの二つであったとしている。その後、講習は新人養成の場となり、また大学においても司書課程を設置するところが多くなったとしている。神本は、司書講習と大学での図書館学教育とを区別すべきとし、司書講習のための修得科目によって大学での図書館学教育がなされることに疑問を呈している。図書館法施行規則第4条第2項に基づき、大学が毎年文部大臣宛に「司書講習の相当科目の単位について」を申請するが、このことは現実にそぐわないと述べている。

3.3.2 資格としての側面

神本は、司書の資格としての側面について、次のような問題点を挙げている。

3.3.2.1 館種別図書館員養成

神本は、司書を図書館のすべての館種を通して用いられる一般性と共通性を持っている概括的な用

語と定義している。しかし、わが国において司書が制度上法規の上で規定されているのは、公共図書館の場合のみとし、養成が行われているのは、公共図書館の司書についてであると指摘している。したがって、大学図書館、専門図書館に独自の資格がないために、公共図書館のための司書資格が適用されているとしている。最終的に館種ごとに専門職としての確立を目指すべきであるとして、公共図書館以外の館種別図書館員養成の必要性について言及している。

3.3.2.2 資格試験

神本は、司書の資格が現行では比較的容易に取得できるため、司書の社会的評価が得られず、また司書を専門職として確立したとしても好結果はもたらさないと指摘し、司書の水準向上のために、資格試験を定期的に実施すべきであると述べている。さらに、資格試験を実施することによって、権威付けになると述べている。

3.3.3 修得科目と基礎科目

修得科目については、科目数を単に増やすだけではなく、内容設定の基準、根拠を明らかにした上で、将来へのビジョンをもとに科目編成がなされることが必要と述べている。

3.4 「続・図書館学教育論」の概要

1979年の『法政大学文学部紀要』に発表した「続・図書館学教育論」で神本は、「図書館学教育論」発表後の五年間に生じた次の主要事項を通して、司書の専門職としての確立の方向と図書館学教育のあり方について論じている。

1. 日本国書館協会図書館学教育部会の作業
2. 日本国書館協会図書館員問題調査委員会の報告
3. 大学基準協会の「図書館・情報学教育基準」
4. 図書館情報大学の設置
5. 中間のまとめと『図書館白書』
6. 図書館学教育の課題一その一、図書館学と情報学
7. 図書館学教育の課題一その二、司書の専門性
8. 図書館学教育の課題一その三、専門職への道
9. 図書館学教育の課題一その四、司書の需要と全国計画の樹立
10. 図書館学教育の課題一その五、方向と指摘

3.4.1 「続・図書館学教育論」における指摘

神本は図書館員の養成において検討すべき点として、三点を挙げている。第一に実施形態、第二に専攻別コースの設置、第三に大学独自の司書養成である。

3.4.1.1 実施形態

「図書館学教育論」では、司書資格の取得方法として、司書講習と大学教育を挙げているが、これよりさらに細かく、大学院、大学（四年制）、短期大学、通信教育、講習の五つのタイプに分けている。また、「図書館学教育論」では、司書講習と大学での図書館学教育を区別すべきとしているのに対し、実施形態を五つのタイプに分け、短大と講習は廃止の方向で検討すべきであるとしている。四年制大学では、大学内における図書館学の位置づけ、設置の形態、大学教育と職業的教育の関係などは、それぞれの大学の置かれている状況によって異なるが、共通した方向づけを検討すべきであると述べている。

3.4.1.2 専攻別コースの設置

司書は公共図書館員の資格であるため、大学図書館、専門図書館、児童図書館、障害者対象の図書館といった進路を予想して、「図書館学教育論」と同様に専攻別コースの設置の検討を希望している。このことを実施するためには、館種別による選択科目の用意、コース別の進路指導が加わる必要があると説いている。

3.4.1.3 大学独自の司書養成

司書講習のための修得科目を用いた大学での司書養成をやめて、社会教育主事、博物館学芸員の資格付与に倣って大学だけで養成することを検討すべきとしている。

3.5 まとめ

「図書館学教育論」では、第1章から第6章の図書館員養成教育の検討すべき点として、次の六点を挙げている。

- ①司書養成と大学教育での図書館学教育の混同
- ②司書講習を前提とした大学での司書養成
- ③公共図書館以外の館種別図書館員の養成
- ④司書の資格試験の未実施
- ⑤内容の設定基準と根拠を明らかにしたうえでの科目編成
- ⑥図書館学としての基礎科目的設定

神本は、「統・図書館学教育論」において図書館員養成教育の検討すべき点として、次の三点を挙げている。

- ①司書講習と短大における司書養成の廃止
- ②専攻別コースの設置検討
- ③司書講習を主体とした大学での司書養成の廃止

「図書館学教育論」では、司書講習を主体とした大学での司書養成に対し、疑問を呈するにとどめているが、「統・図書館学教育論」では、司書講習と短大における司書養成を廃止すべきであると、より積極的に意見を述べている。

神本が挙げた図書館職員養成の指摘した点をまとめると、次のようなになる。

- ①司書講習のための科目を用いた大学での司書養成には、疑問がある。したがって司書課程で司書養成を行うための科目の設定が必要である。司書講習は、当初大学において司書養成のための科目を設置している大学が、少なかったための意味合いがあったが、司書課程を設置している大学が非常に多くなった現在、その意味合いはなくなっている。
- ②司書は、公共図書館のための資格であるが、日本では公共図書館以外の大学図書館、専門図書館といった館種別図書館が司書資格を利用している。館種ごとに専門性を確立する上で、館種別図書館員の養成が必要である。
- ③司書の水準向上のために、資格試験を定期的に実施すべきである。資格試験によって司書としての権威付けができる。
- ④修得科目については、科目数を単に増やすということではなく、内容設定の基準、根拠を明らかにした上で、編成がなされることが必要である。
- ⑤図書館とは何かを追究するための図書館哲学、図書館科学が必要である。これらによって、図書

館学としての基礎である図書館の目的・役割を知ることができる。また、図書館を取り囲む客観的諸条件を分析することもできる。

4. 神本論文の意義と評価

本章では、戦後日本の図書館職員養成の研究における神本論文の意義と問題点、文献での神本論文の評価について述べる。

4.1 意義

図書館職員の養成の研究における神本論文の意義は、次の二点である。第一に、図書館職員の養成と図書館学教育を区別してとらえ、両者を合わせた全体について、歴史的に各種の基準を紹介しつつ、批判的に検討し、そこから生じる課題について分析していることである。第二に、今後の議論の枠組みを提供していることである。

また次の5点を提起したことにも意義がある。

- ①大学での司書養成
- ②館種別図書館員の養成
- ③司書の資格試験
- ④内容設定の基準、根拠を明らかにした修得科目の設定
- ⑤図書館学における基礎科目の必要性

4.1.1 大学での司書養成

神本は、「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」で、司書講習のための科目を用いた大学での司書養成に疑問を投げかけている。大学独自の司書養成の必要があるとし、大学における図書館に関する科目の制定の必要性を訴えていた。司書課程で、司書の養成をするにあたっては、次の四点において、共通した方向性が必要であると述べている。

- ①司書養成のための科目および単位数に対して、どれだけの専任教員が必要であるかを示すための算定基準を決める。
- ②司書資格取得希望者を選抜する場合の、基本的考え方と選抜方法を開陳する。
- ③司書資格を取得するための2年間にわたる履修要件を厳守させる。
- ④修得科目を単位認定する際の基準を設置する。

4.1.2 館種別図書館員の養成

神本は、「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」で、司書はあくまでも公共図書館の資格であり、公共図書館以外の館種別図書館員の養成が必要であることを説いている。神本は、館種ごとの専門に分化する前に司書に共通するユニークな知識があるとして、基本としての教科内容を示しているが、館種別図書館員養成のための具体的な科目については示していない。

4.1.3 司書の資格試験

神本は「図書館学教育論」で、司書の資格試験の実施を検討すべきと述べている。司書の資格取得は、現行では比較的容易にできるが、このことが司書の社会的評価、また司書の専門職としての確立の上から、よい結果をもたらさないためである。しかし、司書の資格試験の具体的な内容や方法は示されていない。

4.1.4 修得科目

神本は「図書館学教育論」において、修得科目の内容設定の基準、根拠を明らかにした上で科目的編成の必要性を説いている。修得科目の内容設定の基準を示すものとして、「図書館員養成課程基準」(1950)と「図書館学教育基準」(1954)を挙げ、その後の動きとして日図協の「図書館学教育改善試案」³⁵⁾について分析している。神本自身も図書館学教育課程の基礎科目を挙げているが、修得科目との関連づけは示されていない。

4.1.5 基礎科目

神本は「図書館学教育論」で、図書館学における基礎科目の必要性を説いている。基礎科目とは、図書館とは何かを追究するための図書館哲学と、図書館を取り囲む客観的諸条件を分析し、法則を見出す図書館科学であると述べている。

これまでの修得科目の内容には、図書館で何をすべきであるかという技術的な科目が多く、基礎となる科目が少ない。具体的には図書館とは何であるかという目的と役割についての科目、さらには読書とは何であるかという図書館学の礎となる科目がないと思われる。

4.2 文献での評価

「図書館学教育論」「続・図書館学教育論」が発表されて以後、これらについて言及している文献は少ない。今回収集した文献約70点の中で、塙上衛³⁶⁾、久保輝巳³⁷⁾、白井慎³⁸⁾、薬袋秀樹³⁹⁾が言及しているにすぎない。したがって、これまで神本の二つの論文が読まれることが少なかったと考えられる。その理由は明らかではないが、「図書館学教育論」が『法政大学文学部紀要』の別冊に発表されたことが影響しているとも考えられる。以上から、神本の指摘や主張が妥当であるか否かは、まだ議論されていないと考えられる。

おわりに

本稿では、神本が指摘した図書館職員の養成の問題点を整理し、戦後日本における図書館員の養成の研究における神本論文の意義を明らかにした。今後の課題としては、神本が挙げた問題点を、より深く掘り下げ、その後の研究成果をもとに、今日的な観点から、さらに検討を進めが必要である。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科の薬袋秀樹先生にご指導をいただきました。また同大学院博士後期課程の野口久美子氏、長谷川昭子氏、春田和男氏にご助言をいただきました。ここに記して、深くお礼申し上げます。

注・引用文献

- 1) 日本国書館情報学会「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」(LIPER), <<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jslis/liper/index.html>>, (URL最終確認2007-08-29).
- 2) 神本光吉「図書館学教育論」『法政大学文学部紀要』No.19別冊, 1974. 3, p.1-51.
- 3) 神本光吉「続・図書館学教育論」『法政大学文学部紀要』No.25, 1979, p.105-125.
- 4) 日本国書館協会図書館ハンドブック編集委員会編『図書館ハンドブック』第6版, 日本国書館協会, 2005.

- 5, p. 379.
- 5) 文部科学省「司書について」文部科学省（オンライン），入手先
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/index.htm>，（URL 最終確認 2007-08-27）。
- 6) 前掲 5)
- 7) 前掲 5)
- 8) 前掲 5)
- 9) 第1期の修得科目が図書館学のカリキュラムとして十分に展開されていないという意見は，前掲 4) p. 136 にある。
- 10) 文部科学省生涯学習政策局「これから図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—」（『これからの図書館の在り方検討協力者会議』報告書）文部科学省（オンライン），入手先 <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06040513.htm>，（URL 最終確認 2007-08-28）。
- 11) 日本国書館協会図書館学教育部会編『日本の図書館情報学教育 2000』日本図書館協会，2000. 5.
- 12) 前掲 11)
- 13) 前掲 2) p. 4.
- 14) (1) 菊池租「15 単位の講習だけではだめだ」『図書館雑誌』Vol. 47, No. 8, 1950. 8, p. 122-123. (2) 西藤寿太郎「養成機関に物申す」『図書館雑誌』Vol. 60, No. 4, 1966. 4, p. 128-132. (3) 前掲 2) p. 4.
- 15) (1) 大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史 昭和 22 年—32 年』大学基準協会，1957. 6, p. 183-184. (2) 日本国書館協会編『図書館学関係法規基準集』1983 年版，日本図書館協会，1983. 6. を参照
- 16) 「特集・戦後日本における図書館学の発展」『図書館界』Vol. 11, No. 2, 1959. 7.
- 17) 例としては，(1) 村上清造「『図書館員の教育にのぞむ』および『こんな図書館員がほしい』を読んで」『図書館雑誌』Vol. 57, No. 7, 1963. 7, p. 318-319. (2) 浜田敏郎「図書館学におけるコア・カリキュラムの問題」『図書館学年報』Vol. 9, No. 10, 1963. 7, p. 46-49. (3) 森耕一「図書館学教育の分化」『図書館界』Vol. 21, No. 1, 1969. 5, p. 1. (4) 木原通夫「講習実施校よりみた図書館学施行規則の一部改正について」『図書館雑誌』Vol. 62, No. 6, 1968. 6, p. 226-227. (5) 森常一「図書館学教育の受け手の問題」『図書館雑誌』Vol. 63, No. 5, 1969. 5, p. 232-234. 等がある。
- 18) 「司書講習カリキュラム改訂にあたって（特集）」『図書館雑誌』Vol. 62, No. 6, 1968. 6, p. 2-15.
- 19) 「図書館員の教育、養成（特集）」『図書館雑誌』Vol. 63, No. 5, 1969. 5, p. 7-18.
- 20) 根本彰「日本の図書館員養成と LIPER の課題」『図書館雑誌』Vol. 98, No. 12, 2004. 12, p. 895-897.
- 21) 図書館学教育改善委員会報告「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 59, No. 9, 1965. 9.
- 22) 日本国書館協会図書館学教育部会『図書館学教授要目』作成委員会編『図書館学教授要目』日本図書館協会，1976. 5, p. 82.
- 23) 「図書館学教育—図書館員養成と現職者研修（特集）」『図書館界』Vol. 21, No. 6, 1970. 3, p. 202-252.
- 24) 『図書館はいま—白書・日本の図書館』1992 年版，日本図書館協会，1992, p. 153-156.
- 25) 例としては，(1) 渡辺信一「わが国における図書館学教育/司書養成の現状と問題点—カリキュラム改正の経緯と教育部会の取り組みを中心に」『図書館雑誌』Vol. 89, No. 6, 1995. 6, p. 418-422. (2) 柴田正美「21 世紀に向けての図書館学教育—生涯学習審議会社会教育分科審議会の『報告』をめぐって—」『図書館界』Vol. 48, No. 6, 1997. 3, p. 510-516. (3) 高山正也「図書館学教育の刷新—司書養成のための省令科目の改正に伴う新カリキュラムの導入の現状と問題点—」『図書館雑誌』Vol. 91, No. 12, 1997. 12, p. 990-991. (4) 柴田正美, 渡辺信一「図書館法・学園法改正にかかる養成教育の現状と問題点—授業概要に見る新カリキュラム—」『図書館界』Vol. 50, No. 2, 1998. 7, p. 76-83. (5) 高山正也「図書館学省令科目としての新カリキュラムへの移行に伴う特徴と問題点」『図書館雑誌』Vol. 92, No. 7, 1998. 7,

- p. 540-543. などがある。
- 26) 渡辺信一「図書館学教育の立場から一司書養成をめぐる状況」『図書館界』Vol. 45, No. 2, 1993. 6, p. 244-246.
 - 27) 前掲 26)
 - 28) 『論集・図書館学研究の歩み—図書館学の研究と教育』日外アソシエーツ, 1982. 10, p. 72-86.
 - 29) 前掲 27)
 - 30) (1) 前掲 25) の (3). (2) 前掲 25) の (4)
 - 31) 「特集: 問われる養成/求められる研修」『図書館界』Vol. 49, No. 3, 1997. 9, p. 116-205.
 - 32) 岩猿敏生「わが国における図書館学教育の諸形態と問題点」『文化学年報』(同志社大学) No. 37, 1988. 3, p. 270-247.
 - 33) 白井慎「神本光吉さんを偲ぶ(神本光吉教授追悼)」『法政大学文学部紀要』No. 27, 1981, p. 13-17.
 - 34) 西村徹「神本光吉さんの思い出」『図書館雑誌』Vol. 75, No. 7, 1981. 7, p. 374.
 - 35) 図書館学教育改善委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 59, No. 9, 1965. 9, p. 406-411.
 - 36) 城上衛「図書館学教育」『図書館学会年報』Vol. 21, No. 3, 1975. 12, p. 156.
 - 37) 久保輝巳「大学における図書館員教育」『図書館界』Vol. 28, No. 2・3 合併号, 1976, p. 109.
 - 38) 前掲 33)
 - 39) 萩袋秀樹『図書館運動は何を残したか—図書館員の専門性』頃草書房, 2002. 5, p. 50.

(いけだ みちえ 文化創造学科)
(たなか ひとし 文化創造学科)